

～政策関連～

国家外貨管理局上海支局 外貨管理の利便化措置導入で銀行向け通達送付 外債登記と QFLP 関連政策の試行範囲拡大

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

国家外貨管理局上海支局（以下、SAFE 上海支局）は 2023 年 2 月 14 日、外貨管理の利便化の一環として、銀行などに対し『臨港新エリアにおける一部のクロスボーダー貿易・投資ハイレベル開放政策の試行範囲の拡大に関する国家外貨管理局上海支局の通知』（上海匯発[2023]13 号。以下、通達）を送付しました¹。通達は、市場の活性化や海外資金の活用などを図り、これまで上海市南東部の臨港新エリア（浦東新区の一部）に導入されてきた非金融企業の外債登記の試行措置を浦東新区、QFLP（適格海外投資事業有限責任組合）²関連の外貨管理政策を上海市全域で実施するとしました。

SAFE 上海支局は昨年 1 月、『中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリアにおけるクロスボーダー貿易・投資ハイレベル開放の外貨管理改革試行の実施細則』（上海匯発[2022]4 号。以下、実施細則）³を公表し、臨港新エリアを試行地域として、銀行による非金融企業の外債登記業務（全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス方式）の実施を認めた他、QFLP の外債登記などに関する外貨管理政策も明確にしました。

□ 銀行による非金融企業の外債登記業務の取り扱いが可能

通達は付属資料として「上海市の銀行による非金融企業の外債契約（変更）登記業務の実施手引き」（以下、外債登記業務手引き）を掲載し、企業の提出書類や銀行の審査方針などを明記した他、外債登記申請表の様式（略）も挙げています。具体的には下表をご参照ください。



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

¹ 通達の中国語原文については、現時点、SAFE 上海支局の公式サイトで掲載されていない。

² 未公開株、デットなどの投資が認められる外資系私募ファンド。同制度は北京市や広東省、海南省などにも導入されている。

³ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

<http://www.safe.gov.cn/shanghai/2022/0129/1715.html>

【図表 1】外債登記業務手引きの主な内容

項目	主な内容
試行対象	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 上海市浦東新区に登録した非金融企業。
審査資料	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「非金融企業外債登記申請表（マクロプルーフ方式）」（場合によって、説明書を付けることが必要）。 ✓ 公印付き外債契約書の主要約款の写し（オフショア市場で債券を発行する場合、購入契約書若しくはグローバル債券などの証明書の提出が必要）。 ✓ 前年度若しくは直近の監査済み財務報告書。 ✓ 外債契約書の主要約款の変更により、外債変更の登記を行う必要がある場合、元の「域内機関外債契約登記状況表」や関連業務登記証書の提供が必要。
審査方針	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 全範囲クロスボーダー融資マクロプルーフ方式で外債を借り入れる非金融企業（不動産企業、地方政府融資プラットフォーム会社、ファイナンスリース会社、保証会社、ファクタリング会社、地方の政府系資産管理会社、小口ローン会社、質屋を除く）は外債資金を取り出す前、SAFE 上海支局所管の銀行にて外債契約の登記手続きを行うことが可能。銀行は資本項目情報システムを通じ外債登記業務を行い、公印付き「域内機関外債契約登記状況表」及び「業務登記証書」を申請者に交付しなければならない。他の方式で外債を借り入れる場合、非金融企業は引き続き現行規定に基づき所在地の SAFE 支局にて外債登記を行う。 ✓ 非金融企業（債務者）に対するクロスボーダー融資リスク加重残高はその域外資金調達の上限額を超えてはならない。具体的には、『全範囲クロスボーダー融資マクロプルーフ管理に関する中国人民銀行の通知』（銀発[2017]9号）⁴などに基づき計算される。 ✓ 外債契約の主要約款は、当事者や通貨、金額、期間、利率、資金使途及び準拠法などを明記。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 銀行は外債登記を行う前、非金融企業の実情、提供情報がシステムの情報と一致するかどうかをチェックしなければならない。一致しない場合は、その原因を解明しなければならない。 ✓ 非金融企業が外債を借り入れる場合は原則として、調達資金を域内に移動し使用しなければならない。 ✓ 非金融企業は自ら域内銀行若しくは域外銀行（債権者）と、元利返済リスクの回避を目的とした取引契約を締結し、決済を実施することが可能。取引相手や決済銀行は同取引の適法性、真実性を確認しなければならない。 ✓ 非金融企業が外貨を購入して外債を返済することは、実需原則に基づき実施する。 ✓ 貨物・サービス貿易に発生された前受金と未払金などについては外債として管理されず、本外債登記業務手引きに基づき外債登記を行うことが不要。 ✓ 域内の非金融企業が域外の銀行から借り入れたオフショアローンは外債として管理され、域外資金調達上限の制限を受ける。 ✓ 繰り上げ返済関連内容を追加する場合、期限リスク転換因数を再設定してクロスボーダー融資リスク加重残高を算出しなければならない。

（調達に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ QFLP 関連外貨管理政策も明記

また、通達は実施細則と同様に「上海市の QFLP 試行の外貨管理操作手引き」（以下、外貨管理業務手引き）を付属資料に掲載しています。外貨管理業務手引きは上海市における QFLP の外債登記や資金移動・外債取引、情報提供などに関する規定を定めた他、SAFE 上海支局への報告書の様式（略）も挙げています。

QFLP 資格や投資枠を取得したファンド管理会社は、申請書（基本情報、資金募集・投資計画、カस्टディアンの情報などを記載）や QFLP 資格及び投資枠に関する証明書などを持参し SAFE 上海支局にて外

⁴ その詳細についてはみずほ中国ビジネス・エクスプレス（第 436 号）をご参照ください。

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0453-XF-0105.pdf>

貨登記を実施しなければなりません。

なお、ファンド管理会社及びカストディアンは四半期ごとに SAFE 上海支局などに対し、投資及び資金移動・外貨取引に関する情報を報告することが義務付けられています。一方、出資金の入金登記や域内の投資先が受けた再投資の外貨登記を行う必要がなく、「元転後支払待ち口座」の開設も不要となるとされています⁵。

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。

⁵ 証券監督管理委員会（CSRC）は2月20日、インフラや商業施設に加え、住宅への投資が可能な不動産私募投資ファンドの導入開始を明らかにした上、海外投資家がQFLPの形で不動産私募投資ファンドに出資することを奨励する方針も示した。これを受け、既に発足したインフラ施設の不動産投資信託（REIT）に続き、商業施設などの公募REITの導入に対する観測も高まっている。